

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第36号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 10. 5.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

- 2012. 4. 11. 第19代国会議員選挙 -  
在外選挙人登録申請手続き

□ 誰が

住民登録をしておらず、国内居所申告もしていない在外国民

※住民登録がされている在外国民は国外不在者申告をしなければならない。〈来週案内〉

□ いつ

在外選挙人登録申請期間：2011. 11. 13. ～ 2012. 2. 11. (選挙日前150日から  
選挙日前60日まで)

□ どのように

在外選挙人登録申込書、旅券写本と在外投票管理官が公告した書類写本提出

※ 旅券原本と申請人の居住地域管轄在外投票管理官が公告した書類(ビザ・永住権証明書・長期滞留証または居留国の外国人登録証など)の原本を共に提示しなければならず、原本を提示しなければ申請が出来ません。

□ 誰に

公館を直接訪問(郵便申請不可)して在外投票管理官に

※ 永住権者で、国内居所申告をした人が外国で投票しようとする時には国外不在者申告をしなければなりません。



在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！